

名古屋市業務継続計画（概要）

1. 趣旨等

（1）趣旨

本計画は、災害の影響により行政機能が低下する中であっても、市民の生命、身体及び財産を保護し、市民への災害の影響を最小限にとどめるため、災害対策業務を中心とした非常時優先業務の実施に全力を挙げる体制を整えるため策定するものである。

（2）目的

（1）大規模災害時における行政機能を継続させることの重要性を認識

- ・ 災害時、最低限継続しなければならない行政機能や、喪失することにより行政サービスの遂行・復旧が不能になってしまう要因等を整理・認識する。

（2）大規模災害時のリスクと本市の課題の認識

- ・ 本市保有施設・設備・システムの情報を収集整理し、浸水可能性、浸水した場合の可用性等のチェックを行う。これにより、災害時の機能損傷リスクや機能損傷時の影響リスク等を取りまとめ、課題を抽出する。

（3）非常時優先業務の必要性の認識

- ・ 行政機能の低下が避けられない状況下における、休止・停止が許されない業務の抽出とそれを達成する目標時間の設定、業務継続実施体制を整理・認識する。

（3）基本方針

①市民の生命、身体及び財産を保護し、市民への影響を最小限にとどめるため、災害対策業務を中心とした非常時優先業務の実施に全力を挙げること。（非常時優先業務の実施）

②非常時優先業務の遂行目標を設定するとともに、目標の実現のために必要な資源の確保と適切な配分を行うこと。（非常時優先業務のための資源確保）

③全庁的取り組みとして業務継続力の向上に努めること。（非常時優先業務のための体制確保）

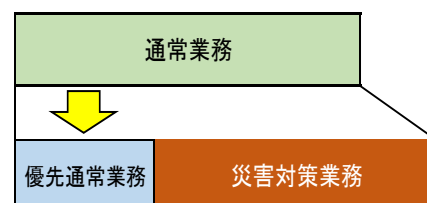
2. 計画の発動

本計画は、名古屋市地域防災計画に定める第4非常配備が発令された場合に、その部・区本部において発動する。また、市域において、震度5強（気象台発表）以上の地震が発生したときには、自動的に発動するものとする。

本計画を発動した場合には、通常業務については必要最小限の市民サービス業務を除き災害が鎮静するまで休止し、各部・区本部は非常時優先業務の実施に注力できる体制を確実に構築するものとする。

平 時

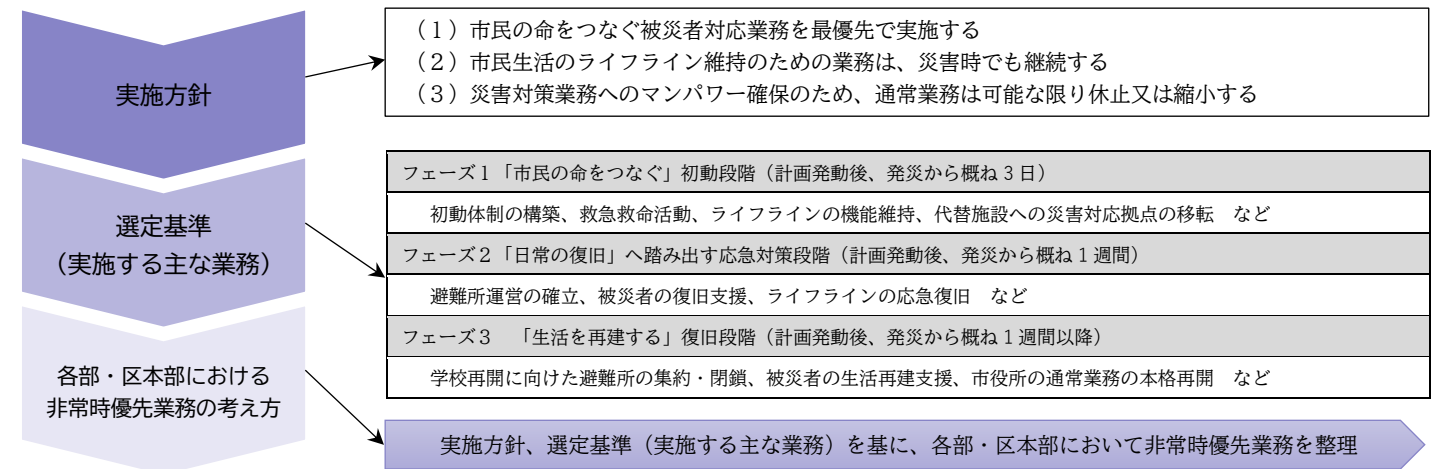
業務継続計画発動
（第4非常配備発令）



3. 非常時優先業務の選定

（1）非常時優先業務の考え方

非常時優先業務とは、計画の発動から1か月以内に、優先的に実施・再開すべき業務であって、救出救助や避難所運営を始めとする「災害対策業務」と、通常業務のうち継続又は早期に再開すべき業務である「優先通常業務」の総称をいう。



（2）休止すべき通常業務

非常時優先業務の選定においては、限られたリソースを使って最大限業務に注力できるよう、通常業務のうち、市民生活、施設等の維持管理に著しい影響を与えるもの以外は、可能な限り非常時優先業務として含めないようにするという視点から、休止すべき業務を取りまとめた。

4. マネジメント体制

日頃から研修や訓練等を通じて本計画の浸透を図るとともに、計画の実効性を高めるために、PDCA サイクルによる見直しを行うものとする。さらに、本計画の見直しだけでなく、研修や訓練等によって得られた視点について、各局室区で作成しているマニュアルへの反映等を実施することにより、本市の災害対応力のさらなる向上に取り組み続けていくことが重要である。

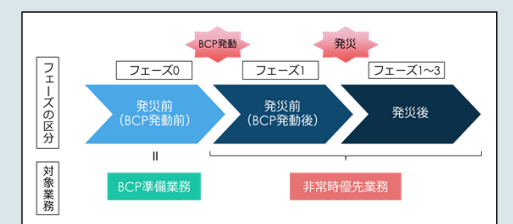
●風水害特有の対応について



①事前のフェーズにおける業務の整理

本計画の発動が予測される場合（気象庁の記者会見、発災前の国における特定災害対策本部の設置など）に、非常時優先業務に速やかに移行するための準備行動として、計画の発動前の段階から実施すべき業務を「BCP 準備業務」と定義した。

BCP 発動・発災に伴うフェーズの変化と対象業務の関係性



②大規模風水害発生時の市民サービスの縮小・休止について

大規模な風水害の発生が予測される場合には、不要不急の外出の抑制による市民の安全確保の観点から、業務継続計画の発動とは別に、市民サービスの縮小・休止を行うことを検討する必要がある。市民サービスの縮小等については、予想される災害の規模や市民生活への影響等を考慮し、各局室区において総合的に判断するものとする。

③柔軟な人員確保の方策について

計画運休等による参集への影響を見据えた、人員確保に有効な手段について例示した。
例：タクシーの利用、他の公共交通機関の利用、自家用車等の利用、事前の宿泊